平成２５年（フ）第１３４号
福岡県飯塚市川津337番地１　エンプレスＨＩＲＯ102
債務者　藤川史紗子（旧姓野見山・浜口）
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２５６号
福岡県久留米市合川町2094番地14　五月アパート203号
債務者　石丸　洋子
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４１８号
北九州市門司区大字恒見12番地１
債務者　太田しのぶ
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７号
岩手県二戸市浄法寺町樋田80番地１、旧住所盛岡市永井10地割182番地　キャッスル秋峰Ｃ102号
債務者　角田真佐美（旧姓小田島）
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３９号
岩手県九戸郡洋野町帯島第４地割41番地１
債務者　泥濘久美子
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第１４８号
宮城県遠田郡美里町二郷字小島33番地１
債務者　小野　和宏
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
宮城県遠田郡美里町二郷字小島33番地１
債務者　小野富士美
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
福島県相馬市山上字長平80番地の１
債務者　岩下　正光
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第２０９号
長野市青木島１丁目13番地１　小林アパート北４号室
債務者　上平　進一
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
静岡県賀茂郡松崎町江奈604番地の５
債務者　森　　寛男
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第４４号
静岡県賀茂郡松崎町江奈604番地の５
債務者　森　　末子
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第４６号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科382番地の２伊豆海マンション203号
債務者　大城トシ子
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第２３９号
三重県津市白塚町5357番地１　Ｎ４号、前住所三重県津市大里川北町401番地22
債務者　西山　重利
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６８３号
兵庫県尼崎市南清水22番２号　アルファ南清水102号
債務者　塩山　聡子
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６９７号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目４番１―302号
債務者　石井　美加
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７４号
兵庫県豊岡市城崎町上山418番地、前住所京都市中京区壬生仙念町10番地２　ルピエ四条401号
債務者　上地　勇弥
１　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
鳥取県鳥取市東町３丁目127番地、旧住所大阪府大阪市東淀川区東中島４丁目１番23―602号
債務者　小原　洋一
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鳥取地方裁判所民事部